

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果概要について

稲城市教育委員会指導課

I 暴力行為の状況

1 暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

2 暴力行為の発生件数等

(1) 合計

	令和5年度			令和4年度	令和3年度	令和2年度
	稲城市		全国	稲城市	稲城市	稲城市
	発生件数 (件)	1,000人当 たりの発生 件数	1,000人当 たりの発生 件数	発生件数 (件)	発生件数 (件)	発生件数 (件)
小学校	2	0.4	11.5	2	1	1
中学校	13	5.6	10.4	9	2	1
計	15	1.9		11	3	2

(2) 対教師暴力の状況

	令和5年度			令和4年度	令和3年度	令和2年度
	稲城市		全国	稲城市	稲城市	稲城市
	発生件数 (件)	1,000人当 たりの発生 件数	1,000人当 たりの発生 件数	発生件数 (件)	発生件数 (件)	発生件数 (件)
小学校	0	0.0	1.6	0	0	0
中学校	0	0.0	1.0	0	0	1
計	0	0.0		0	0	1

(3) 生徒間暴力の状況

	令和5年度			令和4年度	令和3年度	令和2年度
	稲城市		全国	稲城市	稲城市	稲城市
	発生件数 (件)	1,000人当 たりの発生 件数	1,000人当 たりの発生 件数	発生件数 (件)	発生件数 (件)	発生件数 (件)
小学校	2	0.4	8.7	2	0	1
中学校	10	4.3	7.4	6	2	0
計	12	1.6		8	2	1

(4) 対人暴力の状況

	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度
	稲城市		稲城市	稲城市	稲城市
	発生件数 (件)	1,000人当 たりの発生 件数	1,000人当 たりの発生 件数	発生件数 (件)	発生件数 (件)
小学校	0	0.0	0.1	0	0
中学校	0	0.0	0.2	0	0
計	0	0.0		0	0

(5) 器物損壊の状況

	令和5年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度
	稲城市		稲城市	稲城市	稲城市
	発生件数 (件)	1,000人当 たりの発生 件数	1,000人当 たりの発生 件数	発生件数 (件)	発生件数 (件)
小学校	0	0.0	1.1	0	1
中学校	3	1.3	1.9	3	0
計	3	0.4		3	1

II いじめの状況

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの認知件数

	令和5年度			令和4年度	令和3年度	令和2年度
	稲城市		全国	稲城市	稲城市	稲城市
	認知件数 (件)	1校当たり の認知件数	1校当たり の認知件数	認知件数 (件)	認知件数 (件)	認知件数 (件)
小学校	1617	134.8	30.7	1,438	1523	182
中学校	99	16.5	12.0	109	67	40

3 いじめの現在の状況（令和5年度）

	解消しているもの(件)	解消に向けて取り組み中(件)		その他(件)
		いじめを認知してから 3か月以上 経過しているもの	いじめを認知してから 3か月以上 経過していないもの	
小学校	1,255	31	331	0
中学校	78	9	12	0

4 いじめの態様（令和5年度）

※複数選択可

いじめの態様（件）	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	1026	63
仲間はずれ、集団による無視をされる。	244	10
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	429	11
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	45	7
金品をたかられる。	6	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	45	6
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	56	4
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	8	11
その他	0	0

Ⅲ 長期欠席の状況

1 「理由別長期欠席者数」について

- ①令和6年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和5年度間（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間）に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数をそれぞれ理由別に記入する。ただし、令和5年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外する。
- なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。
- ②当該児童生徒が令和5年度中に転学した場合は、令和5年度間の状況について、令和6年3月31日現在在籍する学校において記入する。
- ③理由は次によることとする。その際、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択することとし、理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。
- 「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養のため、長期欠席した者の数
 - 「経済的理由」：家計が苦しくて教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数
 - 「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数
 - 「その他」：「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

2 長期欠席者の状況

（1）理由別長期欠席者数（人）

	学年	令和5年度							令和4年度	令和3年度
		長期欠席者								
		病気	経済的理由	不登校		その他	計	不登校	不登校	
うち、50日以上欠席している者	うち、90日以上欠席している者									
小学校	第1学年	9	0	12	7	3	6	27	10	1
	第2学年	9	0	11	6	4	1	21	4	3
	第3学年	6	0	11	6	2	3	20	11	3
	第4学年	5	0	26	19	15	3	34	16	16
	第5学年	9	0	29	23	16	2	40	22	17
	第6学年	5	0	37	26	18	2	44	22	14
	計	43	0	126	87	58	17	186	85	54
中学校	第1学年	2	0	29	25	17	2	33	38	31
	第2学年	3	0	59	56	46	0	62	55	42
	第3学年	1	0	63	61	46	1	65	59	39
	計	6	0	151	142	109	3	160	152	112

（2）不登校児童生徒数(1,000人当たり)

	稲城市	全国
小学校	23.3	21.4
中学校	66.7	67.1

3 不登校児童生徒について把握した事実

	いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。
小学校	1	9	6	10	4	4	8
中学校	0	13	1	25	3	11	7

	親子の関わり方に関する情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気がでない等の相談があった。	不安・抑うつに関する相談があった。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。
小学校	20	27	0	31	45	5	20
中学校	8	9	2	21	74	3	6